

公応仁僧都之教命、怒雖既、詞林之花、和尚赴維摩堂之講席、敢無滯、懸河之波、凶侶跪路、投杖叉手、維摩弁在衡婦洛都告相國、貞信也
という条から見えている。長元四年九月十九日の奥書がある「慈恵大僧正伝」に、

承平七年、隨興福寺維摩會講師基増、行向彼寺、于時、勅使左中弁藤原在衡議曰、講匠者台山之普徳也、所伴威儀僧、又竜鳳之侶也、当寺学徒是鷲子之才也、講各決雄弁、宣明佛法之冲旨、因茲、南北学徒各抽四人、和尚即其一也、当初、南都有義昭法師者、学中英傑也、弁論之道、古今希類、和尚与義昭、諸人僉義為第一番、義昭誇一鶚之才、有独歩之心、謂云、我年臘共長、与少僧不可論難也、時仁數僧都為学道之長、知人之鑑見称時輩、廉直之性有如皎日、私招義公辟咄告曰、良公當時俊才、将来必可為國宝、推為一雙、最得其宜、義昭忽応仁僧都之詞、更膏弁論之脣、問答之旨、玄之又玄也、和尚親論談席、南都悪僧裏頭、横杖邀之行路、皆曰、義公者南都之偉器也、汝何相敵矣、天不可階、蓋此謂歎、若詞語不明、理趣不尽、則將加杖木令知止足之分、及聞和尚懸河之詞、凶暴之侶、咸跪路畔、投杖叉手、還悔前過、在衡婦洛之後、詣大相國府、歎美和尚之才弁、

と記されている。講式はこれによって文を為したものと、思われる。すなわち、講式にいう、「公」とは義公すなわち義昭をさし、「仁僧都」とは仁數のことである。講式のこの条は、慈恵大師良源が史上に名を留めた最初の出来事を、「慈恵大僧正伝」によって記したものである。

「慈恵大僧正伝」のこれ以前の記事は、良源の出自・誕生・幼時の逸話・比叡登山・出家を挙げてゐる。その分量は全体の約十分の一である。これから考えると、講式の前欠の部分は、一紙、多く見積つても二紙ほどに過ぎないものではなからうか。

すなわち、講式の第一段は、良源の生前の事績を、「慈恵大僧正伝」その他の史料を駆使して、述べている。そのなかで、広学堅義・内論義の設置を挙げ、源信・寛超・寛印・安海らの俊秀が生れたことを説き、「我宗中興、偏在和尚」と記している。また、堂舎の創建・再建から行基以来の大僧正補任に及び、「凡我山越諸寺、我宗勝、諸教、和尚化現方便之所感得也、(中略)観自在、彼三十三身之一身、遠聞聖徳太子之悲願、此十九説法之一化、近在慈恵和尚之利物、」と説

く。

第二の「滅後利生」の段では、「除鬼魔於山中、弘三宝於七道、凶真影於国郡、退悪於一時、」と魔除の大師の効能を説き、「広学堅義之始、学徒成群練習、今率其跡称四季之講會、讀五部之大乘、待花聞鳥、叮四教之疑闕、見月凌雪、開三觀之門戸、迎季之思知節之志、于今未懈緩、菩薩・声聞在世之請問、迦葉・阿難滅後之結集、竜樹・天親、論家之義、天台・妙楽已証之釈、山家将来之秘決、唐院伝燈之口受、悉載論談之舌、併尺問答之詞、(中略)列我山住侶、聞和尚遺法、滅後利生、已如教主哉、而釈迦、遠和尚近、」と、良源の教学興隆の事績を釈迦になぞらえている。さらに、「蒙餘慶、連綿無絶」いことから、「世々生々必報大師恩徳」と記して、この段を終えている。

第三の「廻向功德」の段では、「大師昼夜守護給、我願既滿、大師朝暮擁衛給、衆望亦足」とし、大師の擁護を祈り、「仰願、慈恵大和尚、為遺弟、除却天魔・人魔、速成就興隆之大願、為弟子哀愍、今世・後世必円満、出離之本懐、」と記して、ほぼこの講式を終つてゐる。

この講式は、慈円の遺文として貴重なものであることは、いうまでもない。さらに、その内容のうえからも、今日まで遺されている元三大師(良源)に対する信仰の、もっとも古い姿を見得る点において、極めて重要な史料ということができよう。(なお講式の原文の引用は、オコト点を省略した。)

下郷共済会所蔵の「経光卿記」

石田 祐一

下郷共済会所蔵の「広橋文書」三十五巻の内容は広橋家に鎌倉時代以来伝わつた記録・文書その他である。

周知の如く広橋家の大量の蔵書は維新の後に岩崎氏の有に帰し、東洋文庫に寄附されて現在に至つてゐる。下郷共済会所蔵の「広橋文書」(本稿では今後は単に「広橋文書」と記す)は、恐らく右の移動の際に広橋家に残された部分であり、東洋文庫の蔵書と相補うものである。

さて本稿の主な目的は「広橋文書」中の「経光卿記」自筆本を紹介することだが、その前に「広橋文書」に添えられている目録を掲げてその概略を示す。(なお下郷共済会は「広橋文書」と「藤波文書」とを一括して購入したらしく、現在も「藤波文書」十巻と併せて四十五巻が二つの大きな桐箱に収められており、目録も又、両文書の分が併せて綴じられている。ここでは、説明の便宜上「藤波文書」の目録も掲げる。)

広橋文書卷子目録

- 第一巻除目鈔 四十四紙
- 第二巻除目鈔 二十五紙
- 第三巻除目鈔 三十四紙
- 第四巻叙目記 五紙
- 第五巻大嘗会文書 十一紙(甲3)
- 第六巻室町時代禁裏仙洞御祈修法文書 九紙(甲3)
- 第七巻広橋家領地文書 七紙(甲3)
- 第八巻浄蓮華院及永明院関係文書 八紙
- 第九巻服仮雜職略抄 五紙
- 第十巻姉言記 十六紙(甲4)
- 第十一巻兼宣公筆院宣案外十二通 二十紙(甲4)
- 第十二巻永兼宣公申文案外十九通 三紙(甲4)
- 第十三巻永廿年左右馬寮及内教坊奏状三通 二紙(甲4)
- 第十四巻永卅一年女房奉書一通 三紙(乙)
- 第十五巻長祿二年任大臣節会記一通 二紙(甲5)
- 第十六巻近衛家祗候人一同存知々条書一通 十四紙(甲5)
- 第十七巻広橋家歴代文書十一通 十三紙(甲5)
- 第十八巻関白経嗣公書状外八通 十九紙(甲5)
- 第十九巻満濟准后書状外十四通 十四紙(甲6)
- 第二十巻内大臣藤原実隆公書状外九通 二紙
- 第二十一巻兼宣公置文案一通 十一紙(甲6)
- 第二十二巻文和三年中原師茂勘文外 十二通

- 第二十三巻経光卿記 四紙(丙)
- 第二十四巻正嘉三年木工寮款状案六通 六紙(甲6)
- 第二十五巻天文七年大間書 上巻 三十四紙(丁1)
- 第二十六巻 同 下巻 三十八紙(丁2)
- 第二十七巻天文七年及天文十八年大間書 二通 十一紙(戊)
- 第二十八巻藤原頼資卿日記残欠 十八紙(己)
- 第二十九巻藤原頼資卿兼仲卿兼宣卿断片 二十六紙(庚)
- 第三十巻嵯峨野物語 十一紙
- 第三十一巻節会次第 十六紙
- 第三十二巻次第断片 十二紙
- 第三十三巻補任歴名 八紙
- 第三十四巻雜文書典侍藤原光子請状案以下 十紙(甲6)
- 第三十五巻七条門跡新御座下絵

藤波文書卷子目録

- 第一巻永萬二年沽券状 二通 二紙(甲1)
- 第二巻建武元年渡状 二通 二紙(甲1)
- 第三巻受禪御即位次第 一通 八紙(甲1)
- 第四巻天地十二代血脈 一通 四紙
- 第五巻皇太神宮解状並豊受大神宮言上書 三通 九紙(甲1)
- 第六巻足利代々御教書 六通 六紙(甲1)
- 第七巻伊勢貞親神馬牽進状外七通 八紙(甲2)
- 第八巻飛鳥井雅胤書状外十一通 十二紙(甲2)
- 第九巻織田信長朱印状外五通 七紙
- 第十巻足利代々御教書写十通 十紙(甲2)
- 以上

「広橋文書」・「藤波文書」の中には既に昭和十三・十四・十五年にも本所で影写・謄写したものがある。目録の下段に(甲)、(乙)、(丙)……を付したものは、影写本、謄写本が本所書庫に左の名称で入架している。



下郷共済会所蔵「広橋文書」中の記録断簡

- (甲) 「下郷伝平氏所蔵文書」六冊 (3071.36/170)
- (甲1) とは六冊中第一冊所収を意味する。以下同)
- (乙) 「綱光公記別記」(3073/87)
- (丙) 「経光卿記」(3073/88)
- (丁) 「天文七年大間書」二冊(3072/1)
- (戊) 「天文七年大間聞書、天文十八年大間聞書」(3072/2)
- (己) 「深心院関白記」(3073/86)

(東洋文庫所蔵の「経光卿曆記」の中にも「深心院関白記」が混入していた。桃裕行氏「古記録零拾」《高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』》所

収》参照)

- (庚) 「広橋家日記」(3073/132)

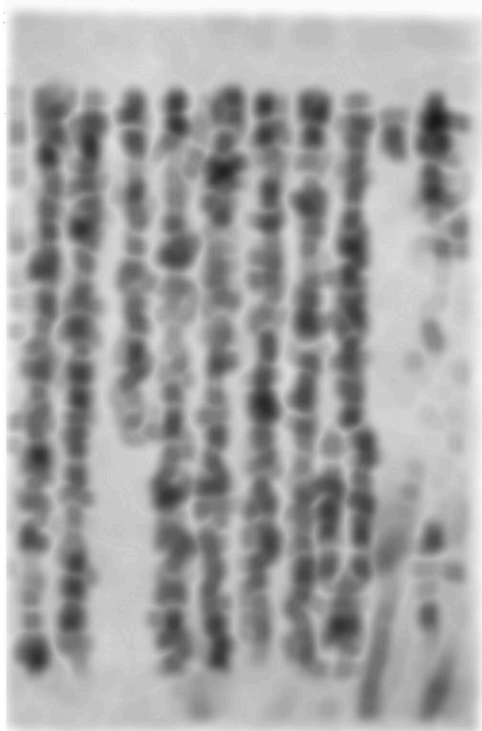
(一)

「広橋文書」第二十九卷中に外題(藤原頼資卿兼仲卿兼宣卿記断片)と相異して藤原経光(頼資の子、兼仲の父)の日記(「経光卿記」、「民経記」)の自筆本が存する。

「四日庚戌天晴」に始まる十六行の断簡がそれで、嘉禄三(安貞元)年十月のものである。これを東洋文庫所蔵の「経光卿記」自筆本と比較すると、この時期の筆跡と同じと認められる。(写真を参照)

念のため外題に正しい根拠があるかも知れぬと考えてみると、寛元二年誕生の兼仲とその玄孫の兼宣は問題外なので、この断簡の記主は頼資とせねばならぬが、筆跡による判定を別にしても、次の点で頼資卿記とは認め難いのである。

「経光卿記」によると経光の家ではこの時期には父頼資を中心にごく近い親族が定連となって連句の会が屢々催されるが、その際の執筆の役目は経光が担当す



東洋文庫所蔵「経光卿記」嘉禄三年十月十四日条

るのが例であった。「経光卿記」安貞元年四月廿日条には「有少連句、陽唐予執筆、為勸学練筆也」と記している。右の断簡はこの点でも「経光卿記」に相応しく、外題に従って「頼資卿記」と考えることは困難なのである。それ故、この断簡によって従来知られている「経光卿記」(安貞元年十月条は十日より存する)に一日分の記事を追加できる。

次に「広橋文書」中の影写本によって「経光卿記」の記事を追加する。「広橋文書」第二十三巻の「経光卿記」は、古い影写の断片をまとめて卷子に仕立ててある。この中左の断簡二紙は安貞元年四月十日条と認められる。

(イ)「十日戊午天晴自内大臣殿右馬権頭佐清奉書到来
来十三日内大臣殿可有御慶申為前駐可令参仕給者依 殿下御気色執達如件

四月九日

右馬権頭佐清

謹上 治部権少輔殿

逐申

如法申刻可候也

(ロ)「即時自右大臣殿藏人左衛門権佐信盛奉書到来
来十四日可有御拜賀可令供奉給之由 右大臣殿御気色所候也仍執達如件

四月九日

左衛門権佐信盛

謹上 治部権少輔殿

逐申

可為申斜候也

請文書様

来十四日御拜賀前駐可令参仕之状謹所請如件

四月十日

治部権少輔経光

如此書了

(イ)について。経光は貞応二年四月七日に治部権少輔に任じ、天福元年正月廿八日に右少弁に転じた。「経光卿記」・「弁官補任」この間の任内大臣は三度あるが、元仁元年十二月廿五日の九条良平と寛喜三年四月廿六日の西園寺実氏の二件は日付の点で右の断簡(イ)と無関係と見るべきであり、残る一件の安貞元年四月九日の近衛兼経の任官のみが適合する。又(ロ)は「経光卿記」同年同月十三日条とも符合する。それ故この断簡は安貞元年四月十日条と認められる。

(ロ)について。四月九日に藤原信盛が左衛門権佐に在任するのは安貞元・二、寛喜元・二の四年間に限る。「経光卿記」・「藏人補任」この間の任内大臣は安貞元年四月九日の九条教実の一件のみである。又(ロ)は「経光卿記」の同年同月十四日条とも符合する。それ故この断簡も又安貞元年四月十日条と認められる。現存する「経光卿記」安貞元年四月条は十一日から始まる(ただし十一日は暦文のみである)と見られていたが、これにより十日条を加えられるのである。

(付記) 前記の「広橋文書」・「藤波文書」は昭和四十七年八月に長浜市に出張し撮影した。

山形県慈恩寺の文書について

酒井 信彦

山形県のほぼ中央、山形市から西北約二〇キロほどの所に、山形県では立石寺とならぶ名刹、瑞宝山慈恩寺がある。所在地は寒河江市大字慈恩寺(旧、西村山郡醍醐村大字慈恩寺)で、北に標高一四六二メートルの葉山を背負い、南には寒河江川が流れる景勝の地である。

同寺所蔵「羽州村山郡寒河江庄慈恩寺縁起」によれば、聖武天皇の御願所として神亀元年婆羅門僧正の開基にかり(寒江山と号した)、後天仁元年興福寺の願西上人が再興し(雷雲山)、更に保元元年真言宗の弘俊阿闍梨が復興して瑞宝山と改称したという。法相ついで真言となったが、中世から近世にかけて寺運は栄えたようで、一年間五十数度の法会を行ない、舞楽・田楽の興行が盛んであったという。江戸時代の朱印高は二千八百十二石であり、地方寺院としては破格の高額であった。堂舎の多くは、近世初頭(元和四年)、最上義俊の再建になり、本堂・三重塔・楼門などが今なお往時の寺観をしのばせている。塔頭子院の数は、現在でも十四ヶ坊を残しており、それらの子院に、宝蔵院・最上院・華蔵院・禅林坊・宝林坊・梅本坊などがある。江戸時代には、宝蔵・華蔵の両院(共に真言)が学頭、最上院(天台)が別当をつとめ、この三院が一山の総代であった。慈恩寺の史料については、史料編纂所として今までに三度調査を行なっている。